

# 「尼崎市民間賃貸住宅住替え補助」のご案内

若年夫婦・子育て世帯の兵庫県外から尼崎市内への住替えを応援します！  
令和8年度(2026年度)が最終年度です！



## 対象住宅の要件

- ①尼崎市内の**民間賃貸住宅**(社宅等も含む)であること
- ②**住戸専用面積が55㎡以上**(バルコニー含む)であること
- ③夫婦いずれかの名義で賃貸借契約を締結していること
- ④建築基準法に規定する新耐震基準に適合し、又は同等の耐震性能を有していること

民間賃貸住宅



## 補助対象者の要件

- ①世帯の構成員のいずれかが、**兵庫県外から令和8年12月18日(金)まで**に対象住宅に住み替えており、その「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「令和8年12月28日(月)」のいずれか早い日までに補助金交付の申請を行うこと

※令和8年度は令和8年12月28日(月)まで受付

- ②申請日において**若年夫婦世帯**又は**子育て世帯**であること
- ③申請日まで対象住宅に継続して居住していること
- ④申請日より5年以上尼崎市内に居住する意思を有していること
- ⑤住宅扶助又は生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

※この他にも要件はあります。

若年夫婦世帯



- ✓ 年齢合計が70歳未満

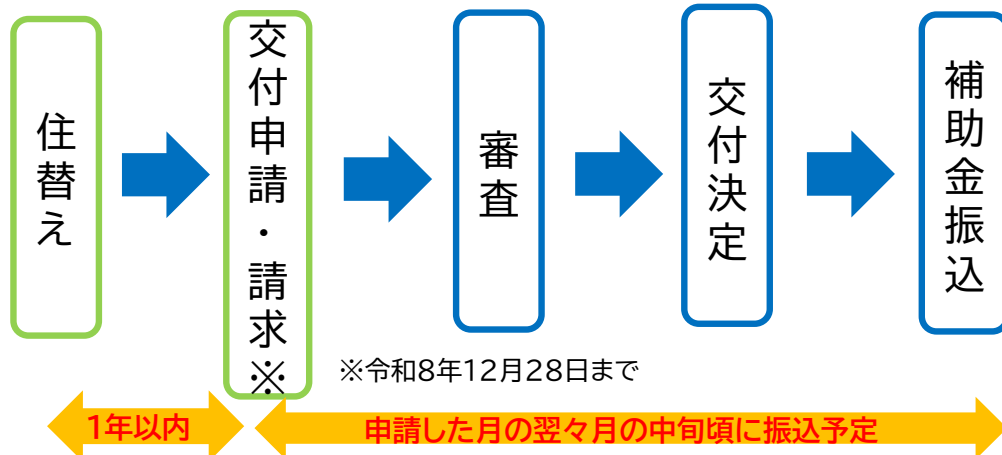
子育て世帯



- ✓ 中学校卒業前の子どもがいる

## <申請の流れ>

→申請者の手続き  →市の手続き



補助額

**25万円**  
(先着240世帯)

※予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

## 【問い合わせ・受付窓口】

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課  
尼崎市東七松町1-23-1 本庁北館5階  
TEL:06-6489-6608 FAX:06-6489-6597

詳しくはこちら  
(申請状況も確認できます。)

尼崎に住み替える

検索

